（変更登録）

第九条　登録確定事業者は、登録に係る事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、国土交通大臣が定める軽微な変更については、この限りでない。

2　第七条第一項から第六項までの規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第七条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、同項中「国土交通大臣に」とあるのは「変更しようとする日の二週間までに国土交通大臣に」と、同条第三項中「次に掲げる書類」とあるのは「変更に係る書類」と、同条第六項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と読み替えるものとする。

3　登録確定事業者は、第一項ただし書に係る変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（質量確定業務実施手順書の備置き）

第十条　登録確定事業者は、第二条第四項に規定する質量確定業務実施手順書を質量確定を行う事業所ごとに備え置かなければならない。

（業務の廃止）

第十一条　登録確定事業者は、質量確定の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出があったときは、確定事業者の登録は、その効力を失う。

（報告徴収等）

第十二条　国土交通大臣は、船舶航行上の危険防止のため必要があると認めるときは、登録確定事業者に対し、質量確定の業務の実施状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（登録の取消し等）

第十三条　国土交通大臣は、登録確定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて質量確定の業務の全部若しくは一部の停止を指示することができる。

一　質量確定の業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二　第七条第四項第二号又は第三号に該当するに至ったとき。

三　不正の手段により確定事業者の登録、第八条第一項の登録の更新又は第九条第一項の変更登録を受けたとき。

（危険物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示の特例）

第十四条　確定事業者の登録を受けた者は、危険物コンテナ質量確定告示第五条第二条第二項の登録をなす。

2　コンテナの荷送人等が第六条第一項の届出を行ったときは、危険物コンテナ質量確定告示第五条において準用する第六条第一項の届出を行ったものとみなす。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七百二十一号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第三十一条の二において読み替えて準用する特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第一条の二の三第一項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、危険物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示を次のように定める。

平成二十八年四月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

危険物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示

（質量確定の手順）

第一条　危険物船舶運送及び貯蔵規則（以下「危規則」という。）第三十一条の二において読み替えて準用する特殊貨物船舶運送規則（以下「特貨則」という。）第一条の二の三第一項の告示で定める手順については、特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第七百二十号。以下「特殊貨物コンテナ質量確定告示」という。）第二条第二項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同告示第二条第二項中「特貨則第一条の二の三第一項」とあるのは「危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号。以下「危規則」という。）第三十一条の二において読み替えて準用する特貨則第一条の二の三第一項」と、同条第四項第三号中「貨物等」とあるのは「貨物等（危険物その他のコンテナに収納される物をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。

（質量確定を要しない場合）

第二条　危規則第三十一条の二において読み替えて準用する特貨則第一条の二の三第一項の告示で定める場合については、特殊貨物コンテナ質量確定告示第三条の規定を準用する。

（質量確定に使用する計量器）

第三条　危規則第三十一条の二において準用する特貨則第一条の二の三第一項第一号の告示で定める計量器については、特殊貨物コンテナ質量確定告示第四条の規定を準用する。

（個別の質量の計量）

第四条　危規則第三十一条の二において準用する特貨則第一条の二の三第一項第二号の規定によるコンテナの質量及びコンテナに収納されている物の質量の個別の計量については、特殊貨物コンテナ質量確定告示第五条の規定を準用する。この場合において、同告示第五条第二項第三号中「貨物ユニットに収納されている」とあるのは「オーバーパック（危規則第十五条第一項に規定するオーバーパックをいう。）若しくは容器に収納され、又は包装されている」と読み替える。

（特殊貨物コンテナ質量確定告示の準用）

第五条　特殊貨物コンテナ質量確定告示第六条から第十四条までの規定は、危規則第三十一条の二において読み替えて準用する特貨則第一条の二の三の規定による質量の確定について準用する。この場合において、特殊貨物コンテナ質量確定告示第六条第一項第三号中「特貨則第一条の二の三第一項各号」とあるのは「危規則第三十一条の二において準用する特貨則第一条の二の三第一項各号」と、同告示第七条第三項第三号中「特貨則第一条の二の三第一項第一号」とあるのは「危規則第三十一条の二において準用する特貨則第一条の二の三第一項第一号」と、同告示第七条第四項第二号中「危険物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第七百二十一号。第十四条において「危険物コンテナ質量確定告示」という。）第五条において準用する第十三条」とあるのは「特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第七百二十号。第十四条において「特殊貨物コンテナ質量確定告示」という。）第十三条」と、同告示第十四条第一項中「危険物コンテナ質量確定告示第一条において準用する第二条第二項」とあるのは「特殊貨物コンテナ質量確定告示第二条第二項」と、同条第二項中「危険物コンテナ質量確定告示第五条において準用する第六条第一項」とあるのは「特殊貨物コンテナ質量確定告示第六条第一項」と読み替える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○関東地方整備局告示第二百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
上尾市大字小敷谷字儘上七三〇番一三から桶川市大字川田谷稲荷二八八六番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	平成二十八年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。	関東地方整備局長　石川　雄一

○関東地方整備局告示第二百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
市川市稲荷木一丁目四九七番一から同市稲荷木一丁目五二百九十八号〇五番二二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	平成二十八年四月二十八日	関東地方整備局長　石川　雄一 関東地方整備局及び同局首都国道事務所